

# 事務連絡「発達障害を含む特別な教育的支援を必要とする児童生徒への適切な支援に向けた新年度における対応について（依頼）」について

発達障害を含む特別な教育的支援を必要とする児童生徒への適切な支援においては、校内での支援に関する学校から児童生徒本人・保護者への確実な情報提供と、その支援内容に関する本人・保護者と学校との相互理解が重要であることを踏まえ、文部科学省から各教育委員会等に対し、特に新年度における確実な情報提供が学校で適切に行われるよう、依頼した（令和8年3月26日付け）。

## 依頼（概要）

### 1 本人及び保護者への情報提供

入学や進級等の機会を捉えた、校内の支援に関する学校から本人・保護者への確実な情報提供を実施すること など

### 2 デジタル学習基盤の活用

国が公開するWEBサイトの情報等を参考に、学校におけるデジタル学習基盤の積極的な活用に向けた準備を促進すること など

### 3 校内支援体制の構築及び合理的配慮の提供等

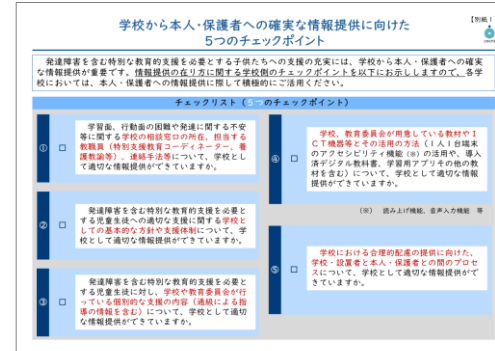
文部科学省が作成したガイドライン（※）等も活用し、校長のリーダーシップの下、学校での適切な校内支援体制を構築すること など

（※）「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」

### 4 学校設置者等による上記（1～3）取組の促進

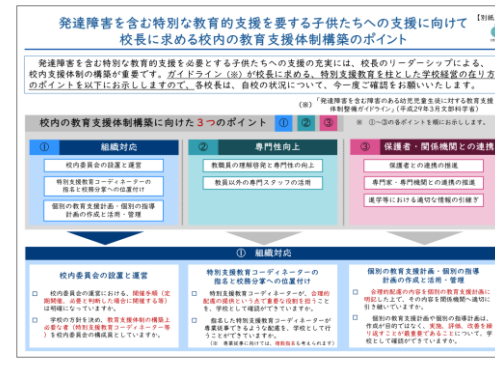
学校における1～3の各取組が一層推進されるよう、学校設置者において、所管の学校への必要な指導・助言等を実施すること など

#### 【別紙1】



学校から本人・保護者への確実な情報提供を実施するに当たって重要な5つのチェックポイントを記載

#### 【別紙2】



ガイドラインが校長に求める、特別支援教育を柱とした学校経営に関する重要な3つのポイントを記載

事務連絡の全文はこちらから

（文部科学省HP上で公表中）

